



東京都生産情報提供食品事業者登録制度の普及拡大

～生産情報の拡充に向け、静岡県と協定締結！～

東京都と静岡県は、「東京都生産情報提供食品事業者登録制度」と「しずおか農水産物認証制度（平成 18 年度スタート）」双方の普及を図るため、登録手続きに関する協定を締結することとしましたのでお知らせします。

これにより、静岡県からの都の登録制度への参加拡大が見込まれ、消費者により多くの生産情報をお届けすることができます。

記

1 協定内容

「しずおか農水産物認証制度」の認証取得者は、都の登録制度に登録する場合の手続きについて、一部省略・簡素化が可能となります。

2 制度の概要（別紙）

3 協定締結式

- (1) 日 時 平成 19 年 1 月 26 日（金） 午後 1 時 00 分より
- (2) 場 所 静岡県庁 東館 9 階 農業水産部長室
- (3) 出席者 東京都産業労働局 参事（農林漁業事業改善担当）
静岡県 農業水産部長 ほか

【問合せ先】

産業労働局農林水産部食料安全室
（直通電話）03-5320-4838 （内線）37 - 320 大川・武田・大橋

「東京都生産情報提供食品事業者登録制度」と「しずおか農水産物認証制度」について

名称	東京都生産情報提供食品事業者登録制度	しずおか農水産物認証制度
マーク		
事業開始	平成16年度	平成18年度
登録事業者・認証取得者数	851事業者(平成18年12月末現在)	4件(平成18年12月末現在) ※ 第1回認証取得者(平成18年12月決定)
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産・製造・流通の情報(生産情報)を記録、提供する事業者と食品を東京都が登録します。 ○ 登録した事業者が生産・製造・流通の情報を公開します。 ○ 都のホームページで、登録事業者とその食品を紹介しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産段階における安全性確保及び情報提供システムを静岡県が認証します。 ○ 認証された産地や組織内で PDCA サイクル(計画、実行、点検、改善対策)を実行します。 ○ 認証事業者の取り組みを、専用ホームページ等を活用し、情報発信します。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都内で販売される食品の生産者・製造業者・流通販売業者(都外の事業者も含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 静岡県内で農水産物を生産する個人、法人又は組織(JA生産部等)
対象食品	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都内で販売される食品 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農産物(茶を除く) ○ 畜産物 ○ 水産物(うなぎ)
登録・認証の基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都の定めた生産情報の記録、提供 ○ 問い合わせ先等、生産情報を知るための表示 ○ 消費者対応窓口等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産段階の安全性確保のための、マネジメントシステム(県の基準に適合)の構築 ○ 消費者、マーケット等への情報提供
登録・認証手続き	<ol style="list-style-type: none"> ① 書類による申請(書類審査) ② 登録審査会(年4回)にて審査 	<ol style="list-style-type: none"> ① 書類による申請(書類審査) ② 現地審査 ③ 認証審査会(年3回)にて審査
履行状況の調査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 確認調査(随時) ○ 実地調査(登録期間中に実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期監査(年1回) ○ 特別監査(必要に応じて)
登録・認証の有効期間は3年間		